

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

高齡の母が悪質商法の被害に。
今後どんなことがあるのか不安です。

高齡の母のことをご相談です。母は80歳を超えましたが、ありがたいことに体も頭もしつかりしていて、父亡き後もずっと一人で暮らしています。でもこの正月、夫婦で久しぶりに帰省したら、客間の一つに真新しい布団が所狭しと置いてあったのです。全部で5組。客用の布団ももちろんあるし、それがいくらか古いといっても新しい布団がそんなに急に要るはずもなく、「母さん、今はやりの民泊でも始めるつもり？」と思わず聞いてしまいました。母は民泊など知らず、聞き出したところ、どうやら訪問販売に引っかけたようなのです。

若くて親切な男性だったらしく、上がってもらっていろいろ話をするうちに購入を勧められ、一つ買うとまた一つ、ノルマがあるのと言われるとかわいそうになって、結局5組になったと。代金はなんと120万円！すでに支払い済みでした。

条件に解約できるはずなので、慌てて資料を見せてもらったら、すべて期限切れでした。解約は無理ですよ？あとは国民生活センターに持ち込むくらいでしょうか。今回は120万円で済んだからまだ良かったといえは語弊があるでしょうが、今後どんなことがあるかと思うと、不安です。

まずは国民生活センターへ。
被害を未然に防ぐ工夫も重要です。

いわゆる悪質商法の被害ですね。昨今、お金持ちの高齡者が狙われるケースが増えています。

おっしゃる通り、訪問販売は8日以内は理由なしに解約できますが、それを過ぎると、消費者契約法に定める「不当な勧誘」の場合のみ、そうと気付いて1年以内の取消しが可能です。不当な勧誘とは、「不実告知」

(効果が無いのにこの椅子で腰痛が治ると販売)、「断定的判断の提供」(値上がり確実と言って金融商品を販売)、「不利益事実の不告知」(隣にビルが建つと知りながら日当たり抜群とマンションを販売)、「不退去」(帰ってはしいと言われてもしつこく勧誘して販売)、「それに「過量契約」(明らかに相手に不要な量数を販売)です。ご相談のケースは最後の「過量契約」に当たりそうですが、こちらには不要と知りながら著しく多量の商品を販売したことが要件なので、相手が認めない限り(たいていは認めません)法的にはかなり難しいのが実情です。

ですので、おっしゃる通り、

国民生活(消費生活)センターに持ち込むのが最良の方法です。彼らは実情をよく知っていて、交渉もよくしてくれますよ。ただ、どうなのでしょう。肝心のお母様に被害者意識はあるのでしょうか。相手に共感して、この際新しい布団を買おうと思っただのかもしれない。

今後気を付けるべきは、知らない人を決して家に上げないこと。今回は強盗でなくて良かったです。お母様も寂しいのかもしれないですが、気を付けないと、今後全く不要の物を買うことになりかねないし、投資まがいの商品に手を出せば大変なことに

なります。値上がり確実な金融商品というものは、公開株でも未公開株でも、外国通貨でも仮想通貨でも、当然ながら、ありません。

お母様の判断能力に問題があれば成年後見の話ですが、そうではないので、今後十分に気を付けてもらうようにしましょう。訪問者が映るインターホンや相手の番号が出る電話サービスで、知らない人や電話番号にはそもそも対応しないようにしておけば被害はずいぶん防げますよ。加えて、何でも必ず息子に相談してくれるよう、きつちりと言っておきましょう。

